

## 深谷市健康づくり推進条例

### (目的)

第1条 この条例は、健康づくりに関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、関係団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、市民、関係団体、事業者及び市の協働による健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の健康を増進し、もって市民が生涯にわたり、健やかで心豊かに暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 関係団体 保健、医療又は福祉に関する団体、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体及び市内において健康づくりに関する活動を行う団体をいう。

(2) 事業者 市内で事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

### (基本理念)

第3条 健康づくりは、市民が生涯にわたり、健やかで心豊かに暮らすことができるよう、全世代を通じて継続的に行われるとともに、健康が生活の質を高めるために不可欠であることを認識し、市民、関係団体、事業者及び市の協働により推進されるものとする。

### (市の責務)

第4条 市は、市民、関係団体及び事業者と相互に連携を図りながら、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、健康づくりの推進に関する施策に反映させるため、健康づくりに関する情報を把握するものとする。

3 市は、健康づくりの推進に関する施策を効果的に実施するため、国、他の地方公共団体、教育機関その他の関係機関と連携を図るものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、健康づくりに関する意識を高め、自らの心身の状態に応じて、健康づくりに主体的かつ継続的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市の健康づくりの推進に関する施策に積極的に参加するよう努めるものとする。

(関係団体の役割)

第6条 関係団体は、健康づくりの推進に関する活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 関係団体は、市の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、従業員の健康に配慮するとともに、従業員が健康づくりに積極的に取り組むことができる職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第8条 市長は、健康づくりの推進に関する施策を実施するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 栄養及び食生活に関すること。
- (2) 身体活動及び運動に関すること。
- (3) 休養及びこころの健康に関すること。
- (4) 歯及び口腔の健康に関すること。
- (5) 飲酒及び喫煙に関すること。

(6) 健康管理に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を実施するために必要な事項に関すること。

(協議会)

第9条 健康づくりを協働により推進するため、深谷市健康づくり推進協議会を設置する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている基本計画は、第8条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。